

平成27年6月1日から

悪質・危険な自転車運転者 に対する講習制度が施行！

自転車乗用中に信号無視等の危険行為（14の危険行為）を行い、
交通違反による取締り または **交通事故** で
3年以内に2回以上摘発された場合

※刑事罰の対象となる満14歳以上
※県内・県外を問わない

公安委員会の受講命令

3か月以内の指定された期間内

自転車運転者講習を受講

受講場所：警察本部等
受講時間：3時間
受講手数料：5,700円

受講命令に従わなかった場合

5万円以下の罰金

【例えば、このような場合が対象となります。】



3年以内に...



危険行為（14の危険行為）

- ① 信号無視【法第7条】
- ② 通行禁止違反【法第8条第1項】
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）【法第9条】
- ④ 通行区分違反【法第17条第1項、第4項又は第6項】
- ⑤ 路側帯における通行方法違反【法第17条の2第2項】
- ⑥ 遮断踏切立入り【法第33条第2項】
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等【法第36条】
- ⑧ 交差点優先車妨害等【法第37条】
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等【法第37条の2】
- ⑩ 指定場所一時不停止等【法第43条】
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反【法第63条の4第2項】
- ⑫ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転【法第63条の9第1項】
- ⑬ 酒酔い運転【法第65条第1項】
- ⑭ 安全運転義務違反【法第70条】

※ 法…道路交通法

※ 危険行為等は、受講命令の対象となる法令違反です。

これ以外にも法令違反があった場合には、交通違反として指導取締り等を受けることがあります。



1人1人がルールを守り、
悲惨な交通事故を無くしま
しょう！

埼玉県警察